



許可番号 03220003125

産業廃棄物処分業許可証

住所 出雲市神西沖町2487番地5
名称 山陰興業株式会社
代表取締役 安原 幸治

再複写無効

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

島根県知事 丸山 達也



許可の年月日 令和6年4月28日

許可の有効年月日 令和11年4月27日

1. 事業の範囲

事業の区分 油水分離、切断、圧縮 以下余白

産業廃棄物の種類

油水分離：廃油-----
切 断：廃プラスチック類、金属くず（以上2品目、廃オイルエレメントに限る。）====
圧 縮：廃プラスチック類、金属くず（以上2品目、廃オイルエレメントに限る。）====
以上3品目、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び
特別管理産業廃棄物であるものを除く 以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面に記載のとおり

3. 許可の条件

特記事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 昭和48年8月17日新規許可
- (2) 切断行為の追加により平成25年9月5日変更許可
- (3) 圧縮行為の追加により平成27年5月20日変更許可
- (4) 令和6年4月4日更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

※事業の用に供するすべての施設

(1) 油水分離施設

- ・施設の種類：廃油の油水分離施設（政令第7条第4号）
- ・設置場所：出雲市神西沖町2487番地5
- ・設置年月日：昭和48年8月17日
- ・処理能力：6.9 m³/時間、8時間稼働、55.2m³/日
- ・設置許可年月日及び許可番号：届出済み

平成22年6月10日、廃第29号（変更許可）

平成28年7月15日、廃第29号（変更許可）

再複写無効

(2) 切断施設1

- ・施設の種類：切断施設
- ・処理する廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず（以上2品目、廃オイルエレメントに限る。）
- ・設置場所：出雲市西園町4240番地15
- ・設置年月日：平成25年3月18日
- ・処理能力：0.08 m³/時間、8時間稼働、0.64 m³/日
- ・設置許可年月日及び許可番号：対象外

(3) 切断施設2

- ・施設の種類：切断施設
- ・処理する廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず（以上2品目、廃オイルエレメントに限る。）
- ・設置場所：出雲市西園町4240番地15
- ・設置年月日：平成25年3月18日
- ・処理能力：0.08 m³/時間、8時間稼働、0.64 m³/日
- ・設置許可年月日及び許可番号：対象外

(4) 切断施設3

- ・施設の種類：切断施設
- ・処理する廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず（以上2品目、廃オイルエレメントに限る。）
- ・設置場所：出雲市西園町4240番地15
- ・設置年月日：平成26年8月18日
- ・処理能力：0.08 m³/時間、8時間稼働、0.64 m³/日
- ・設置許可年月日及び許可番号：対象外

(5) 切断施設4

- ・施設の種類：切断施設
- ・処理する廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず（以上2品目、廃オイルエレメントに限る。）
- ・設置場所：出雲市西園町4240番地15
- ・設置年月日：平成26年8月18日
- ・処理能力：0.08 m³/時間、8時間稼働、0.64 m³/日
- ・設置許可年月日及び許可番号：対象外

(6) 圧縮施設1

- ・施設の種類：圧縮施設
- ・処理する廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず（以上2品目、廃オイルエレメントに限る。）
- ・設置場所：出雲市西園町4240番地15
- ・設置年月日：平成26年8月11日
- ・処理能力：0.17 t/時間、8時間稼働、1.36 t/日
- ・設置許可年月日及び許可番号：対象外

(7) 圧縮施設2

- ・施設の種類：圧縮施設
- ・処理する廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず（以上2品目、廃オイルエレメントに限る。）
- ・設置場所：出雲市西園町4240番地15
- ・設置年月日：令和元年8月29日
- ・処理能力：0.75 t/時間、8時間稼働、6.0 t/日
- ・設置許可年月日及び許可番号：対象外

以下余白